

# 社会文教委員会

期日：平成 29 年 9 月 19・22 日 9:00

場所：第 1 委員会室

## 1 開会

## 2 委員長挨拶

## 3 理事者挨拶

## 4 議案審査

- (1) 議案第 72 号「飯田市子育て短期支援事業の実施に係る分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について」
- (2) 議案第 74 号「飯田市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について」
- (3) 議案第 75 号「飯田市総合運動場条例の制定について」
- (4) 議案第 76 号「飯田勤労者体育センター条例の一部を改正する条例の制定について」
- (5) 議案第 77 号「飯田市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について」
- (6) 議案第 79 号「工事請負契約の締結について（公民館等耐震化整備事業上郷公民館本体建築工事）について」
- (7) 議案第 82 号  
「平成 29 年度飯田市一般会計補正予算（第 3 号）案」のうち当委員会付託分  
【別紙付託表】
- (8) 議案第 83 号  
「平成 29 年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案」
- (9) 議案第 88 号  
「平成 28 年度飯田市一般会計歳入歳出決算認定について」のうち当委員会付託分  
【別紙付託表】
- (10) 議案第 89 号  
「平成 28 年度飯田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」【決算書 371 頁】
- (11) 議案第 90 号  
「平成 28 年度飯田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」  
【決算書 411 頁】

- (12) 議案第 91 号  
「平成 28 年度飯田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」 【決算書 449 頁】
- (13) 議案第 96 号  
「平成 28 年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算認定について」  
【決算書 561 頁】
- (14) 議案第 98 号  
「平成 28 年度飯田市病院事業決算認定について」  
【病院事業決算書】

## 5 請願・陳情審査

- (1) 平成 29 年請願第 3 号 (新規) 資料 No. 1  
ア 要旨  
国に対し、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書を提出願いたい  
イ 請願者住所氏名  
飯田市追手町 2-673-1 飯田市立追手町小学校内  
飯田市学校教職員組合 執行委員長 板倉 新一氏
- (2) 平成 29 年請願第 4 号 (新規) 資料 No. 2  
ア 要旨  
国に対し、国の責任による 35 人学級推進と教育予算の増額を求める意見書を提出願いたい  
イ 請願者住所氏名  
飯田市追手町 2-673-1 飯田市立追手町小学校内  
飯田市学校教職員組合 執行委員長 板倉 新一氏
- (3) 平成 29 年請願第 5 号 (新規) 資料 No. 3  
ア 要旨  
国に対し、複式学級の編制基準の改善及び教職員定数増を求める意見書を提出願いたい  
イ 請願者住所氏名  
飯田市追手町 2-673-1 飯田市立追手町小学校内  
飯田市学校教職員組合 執行委員長 板倉 新一氏

## 6 閉会

議案第82号 平成29年度飯田市一般会計補正予算（第3号）案  
付託表

【社会文教委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
13 国庫支出金	2 国庫補助金	3 民生費国庫補助金	10
		10 教育費国庫補助金	10
16 寄附金	1 寄附金	3 民生費寄附金	10
		10 教育費寄附金	12
19 諸収入	4 受託事業収入	10 教育費受託事業収入	12
	5 雑入	1 雑入（関係分）	12

2 歳出

款	項	目	議案頁
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	16
		4 老人福祉費	18
	2 児童福祉費	4 発達支援センター費	18
		5 民間保育所費	18
		6 公立保育所費	18
		1 保健衛生費	1 保健衛生総務費
10 教育費	1 教育総務費	2 事務局費	24
	2 小学校費	2 小学校教育振興費	24
	3 中学校費	2 中学校教育振興費	24
	5 社会教育費	1 社会教育総務費	26
		3 文化財保護費	26
		4 公民館費	28
		5 図書館費	28
		6 美術博物館費	28
	7 文化会館費	28	
	6 保健体育費	2 社会体育施設費	28

議案第88号 平成28年度飯田市一般会計歳入歳出決算認定について  
付 託 表

【社会文教委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
11 分担金及び負担金	2 負担金	3 民生費負担金	26
		10 教育費負担金	28
12 使用料及び手数料	1 使用料	3 民生使用料	28
		4 衛生使用料関係分	28
		10 教育使用料	30
	2 手数料	10 教育手数料	34
13 国庫支出金	1 国庫負担金	3 民生費国庫負担金	34
		4 衛生費国庫負担金	36
	2 国庫補助金	3 民生費国庫補助金	36
		4 衛生費国庫補助金関係分	38
		10 教育費国庫補助金	38
	3 委託金	3 民生費委託金関係分	40
10 教育費委託金		40	
14 県支出金	1 県負担金	3 民生費県負担金	42
		4 衛生費県負担金	42
	2 県補助金	3 民生費県補助金	42
		4 衛生費県補助金関係分	44
		10 教育費県補助金	46
	3 委託金	3 民生費委託金	48
10 教育費委託金		48	
15 財産収入	1 財産運用収入	1 財産貸付収入関係分	48
		3 基金運用収入関係分	50
16 寄附金	1 寄附金	3 民生費寄附金	52
		10 教育費寄附金	52
19 諸収入	3 貸付金元利収入	3 民生費貸付金元利収入	56
		10 教育費貸付金元利収入	56
	4 受託事業収入	3 民生費受託事業収入	56
		10 教育費受託事業収入	58
	5 雑入	1 雑入関係分	60

2 歳出

款	項	目	議案頁
3 民生費	1 社会福祉費	2 社会援護費非所管分及び 6 国民年金費 を除く	120
	2 児童福祉費		142
	3 生活保護費		164
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	174
		2 母子保健事業費	178
		3 成人保健事業費	180
10 教育費	1 教育総務費		282
	2 小学校費		288
	3 中学校費		296
	4 幼稚園費		302
	5 社会教育費		304
	6 保健体育費		336

資料番号

No. 1 長野県

飯田市議会事務局  
平成 29. 8. 28  
第 3 号  
受付

請願

「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書

2017年 8月28日

飯田市議会議長

清水 勇 様

請願者 (住所) 飯田市追手町 2-673-1

飯田市立追手町小学校内

(団体) 飯田市公立学校教職員組合



執行委員長

板倉 新

紹介議員

湯澤 啓次



〔 請 願 事 項 〕

平成 30 年度予算編成の件につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

〔 請 願 理 由 〕

義務教育の無償化は、憲法に規定されている大切な原則です。この原則を守るために義務教育費国庫負担制度が1953年(昭和28年)に成立しました。それまで県・市町村の負担であった学校の教育活動費、人件費を含む必要経費が国の負担となり、教育の機会均等が保障され教育条件の差がなくなり、保護者負担も大きく減りました。

しかし、1985年から政府は教育の質的論議を抜きに、国の財政状況を理由として、次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、2006年に「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、減らされた国庫負担金は一般財源として地方に交付税のかたちで配分されていますが、地方交付税そのものが減らされており、地方財政を圧迫する状況が続いています。今後さらに3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度廃止も含めた検討がなされる可能性もあります。

この制度は、教育の機会均等とその水準の維持・向上を図る制度として現行義務教育制度の重要な根幹をなしています。国が、財政的な責任を果たさなければ、都道府県、市町村による教育条件格差ができてしまい、住んでいる地域によって教育の質に差ができる事態が生まれかねません。

私たちは、自治体の財政力によらず子どもたちが等しく教育を受ける権利を保障するために義務教育費国庫負担制度を堅持・拡充すべきであり、国庫負担率を3分の1から2分の1へ再び戻すべきと考えています。教育水準の維持・向上を図り、県や市町村の財政状況による教育格差が広がらないよう、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の採択をお願いいたします。

## 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）

年 月 日

衆議院議長様  
参議院議長様  
内閣総理大臣様  
財務大臣様  
文部科学大臣様  
総務大臣様

議会議長

印

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

### 記

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成18年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで、平成30年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

平成 29. 8. 28

第 4 号 請 願 国 の 責 任 に よ る 35 人 学 級 推 進 と 、 教 育 予 算 の 増 額 を 求 め る 請 願 書

2017年 8月28日

飯田市議会議長 清水 勇 様

請願人 (住所) 飯田市追手町 2-673-1

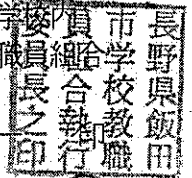
飯田市立追手町小学校 校長 市野 長

(団体) 飯田市公立学校教職員組合 長 市野 長

執行委員長 市野 長

代表者名 板倉 新

紹介議員 湯澤 啓次



## 【請願趣旨】

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするために、国の責任による35人学級の計画的推進と教育予算の増額を求める意見書を、政府および関係行政官庁あてに提出していただきたい。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げるよう求める意見書を、政府および関係行政官庁あてに提出していただきたい。

## 【請願理由】

2011年、衆議院・参議院ともに全会一致で義務教育標準法が改正され小学校1年生に35人学級を導入することが決まりました。あわせて附則で小2以降順次改訂することを検討し、財源確保につとめると決めました。しかし、翌年の2012年は法改正ではなく加配で小2を35人学級としました。その後は改善がなされていませんが、2017年の法改正での附帯決議では、学級編成の標準を35人に引き下げるなどが特段の配慮をするものとされています。

長野県では2013年に30人規模学級(35人基準)を中学校3年生まで拡大し、これで小中学校全学年35人学級となりました。しかし、義務標準法の裏付けがないため、国の加配等を利用しながら予算的にやりくりしているために、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざま問題への対応など多様化する学校現場において、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせません。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実現する必要があると考えます。

国が義務標準法を改正することにより計画的に35人学級をすすめていくことで、学級増にもなって増える教員を正規で配置することができるようになります。

また、長野県では少子化がすすむなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが地方自治体の財政的負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げるのが大切であると考えます。

国は財政の逼迫を主張しますが、日本の教育予算の水準はOECD諸国の中で最下位レベルであり、他のOECD諸国並みに教育予算を増やすことで、35人学級を実現することは十分可能です。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただくよう請願いたします。



# 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書（案）

年 月 日

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
財務大臣 様  
文部科学大臣 様  
総務大臣 様

議会議長

印

地方自治法第99条の規程により、下記のとおり意見書を提出する。

## 記

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律（義務教育標準法改正）にもりこまれ、附則で小2以降順次改訂することを検討し、財源確保につとめると定めた。しかし、翌年の平成24年度は法改正ではなく加配で小2を35人学級とし、それ以降国の35人学級はすすんでいない。

長野県では平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年で35人学級となった。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場に対応し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせない。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要がある。

また、長野県では少子化がすすむなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切である。

以上のことから、豊かな教育をすすめるため以下の点を強く要請する。

- 1 国の責任において計画的に35人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

資料番号

No. 3

請願

長野県  
飯田市議会事務局

平成 29. 8. 28

第 5 号  
請願  
受付

複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める請願書

2017年 8月28日

飯田市議会議長 清水 勇 様

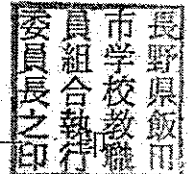
請願者 (住所) 飯田市追手町 2-673-1

飯田市立追手町小学校内

(団体) 飯田市公立学校教職員組合

代表者名 執行委員長 板倉 新

紹介議員 湯澤 啓次



【請願趣旨】

平成 30 年度国の予算編成につき、どの子にもゆきとどいた教育をするために、複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書を政府および関係行政官庁あてに提出していただきたい。

【請願理由】

少子化が全国的に進む中、特に過疎化の進む地域において、現行の学級編制基準のもとでは、複式学級が増加せざるを得ない状況も生まれています。この状況を改善すべく、少人数の学校が立地する多くの地方自治体は、それぞれ独自に予算付けを行い、子どもたちの学びの質を保障し、保護者や地域社会の人びとの教育条件に対する不安を解消すべく、複式学級解消のための加配措置をとっています。たとえ少人数の子どもたちであっても、教育の機会均等あるいは教育水準保障の観点から、複式学級は避けられるべきであり、そのためには、現行の学級編制基準を改善する必要があります。

また、学校規模の大小を問わず、教職員がゆとりを持って子どもたちとふれあうことができるようにするために、教職員定数を大幅に増やすことが求められています。

現在の日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教員一人あたりの児童生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ません。学校規模の大小を問わず、児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応ができるようにするためにも、「教職員配置の更なる充実」が必要です。現在、様々な教育課題に対応するための独自の加配措置が、多くの地方自治体で行われていますが、地方交付税の削減が毎年行われる昨今の情勢を鑑みるに、こうした独自の措置を継続することは困難になってきます。

貴議会におかれましては、このような趣旨をご理解いただき、次世代を担う子どもたちの健やかな成長のために 35 人以下学級の早期実現とともに、複式学級の編制基準の改善、教職員定数の大幅増を求めて政府および関係行政官庁あてに意見書を提出していただくよう要請いたします。

## 複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書(案)

平成 年 月 日

衆議院 議長 様  
参議院 議長 様  
内閣総理大臣 様  
財務大臣 様  
文部科学大臣 様  
総務大臣 様

議会議長

印

地方自治法第99条の規程により、下記のとおり意見書を提出します。

### 記

少子化が全国的に進む中、特に過疎化が進む地域において、現行の学級編制基準のもとでは、複式学級が増加せざるを得ない状況も生まれています。この状況を改善すべく、少人数の学校が立地する多くの地方自治体は、それぞれ独自に予算付けを行い、子どもたちの学びの質を保障し、保護者や地域社会の人びとの教育条件に対する不安を解消すべく、複式学級解消のための加配措置をとっています。たとえ少人数の子どもたちであっても、教育の機会均等あるいは教育水準保障の観点から、複式学級は避けられるべきであり、そのためには、現行の学級編制基準を改善する必要があります。

また、学校規模の大小を問わず、教職員がゆとりを持って子どもたちとふれあうことができるようにするために、教職員定数を大幅に増やすことが求められています。

現在の日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教員一人あたりの児童生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ません。学校規模の大小を問わず、児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応ができるようにするためにも、「教職員配置の更なる充実」が必要です。現在、様々な教育課題に対応するための独自の加配措置が、多くの地方自治体で行われていますが、地方交付税の削減が毎年行われる昨今の情勢を鑑みるに、こうした独自の措置を継続することは困難になってきます。

次代を担う子どもたちの健やかな成長のために、次の事項を実現するよう強く要望します。

- 1 現行の学級編制基準を見直し、複式学級の解消へ向けた適切な措置を、国の責任において講ずること。
- 2 国の責任において、各学校の抱える教育課題等に応ずるための教職員の人員確保に努めること。